

○不破消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例

昭和43年5月1日条例第6号

改正

昭和49年4月1日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき不破消防組合職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 職員のサービスの宣誓については、垂井町職員のサービスの宣誓の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第6号）

この条例は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

